

議案第 5 4 号

瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 9 月 4 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

新庁舎建設事業に伴って、瑞穂町民会館の住民の利用を停止している代替措置として、瑞穂ビューパークスカイホールの使用料の減免規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例

瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例（平成 2 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の見出し中「還付」を「返還」に改め、同条中「還付しない」を「返還しない」に改め、同条ただし書中「還付する」を「返還する」に改め、同条第 2 号中「認めるとき」を「認めるとき。」に改め、同号イ中「、展示室、競技場」を「及び展示ホール並びに競技場」に改める。

附則を附則第1条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1条を加える。

（使用料の減免の特例）

第2条 瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成29年条例第 号）の施行の日（以下「一部改正条例施行日」という。）から平成31年6月30日までの施設等（小ホール、リハーサル室及び展示ホール並びに規則で定める附属設備及び物品に限る。以下この条において同じ。）の使用に係る使用料に限り、当該施設等の使用が瑞穂町民会館条例（昭和43年条例第23号）附則第2項の規定に起因して生じたものであり、かつ、瑞穂町民会館を使用したならば同条例第4条第2項及び第3項の規定の適用を受けるものであると委員会が認めるときは、第9条第4号の規定を適用して、当該使用料を免除することができる。この場合において、同号中「100分の50」とあるのは、「100分の100」とする。

2 前項の規定により使用料を免除される者が一部改正条例施行日前に第8条第3項の規定により使用料を納入し、一部改正条例施行日後に施設等を使用するときは、第10条本文の規定にかかわらず、既納の使用料の額を返還する。

3 前2項の規定による使用料の免除及び返還に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第9条 略</p> <p>(<u>使用料の返還</u>)</p> <p>第10条 既納の使用料は、<u>返還しない</u>。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する額を<u>返還する</u>ことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 使用の取消しの承認を受けた者で、委員会が<u>認める</u>とき。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 大ホール及び小ホールにあつては使用日の60日前までに、会議室、リハーサル室及び<u>展示ホール並びに競技場</u>にあつては使用日の7日前までに使用の取消し申請のあったとき 既納の使用料の額に100分の50を乗じて得た額</p> <p>(3)(4) 略</p> <p>第11条から第15条 略</p> <p>附 則</p> <p>(<u>施行期日</u>)</p> <p>第1条 この条例は、平成2年9月1日から施行する。</p> <p>(<u>使用料の減免の特例</u>)</p> <p>第2条 <u>瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成29年条例第 号)の施行の日(以下「一部改正条例施行日」という。)</u>から平成31年6月30日までの施設等(小ホール、リハーサル室及び<u>展示ホール並びに規則で定める附属設備及び物品に限る。以下この条において同じ。)</u>の使用に係る使用料に限り、当該施設等の使用が<u>瑞穂町民会館条例(昭和43年条例第23号)附則第2項の規定に起因して生じ</u></p>	<p>第1条から第9条 略</p> <p>(<u>使用料の還付</u>)</p> <p>第10条 既納の使用料は、<u>還付しない</u>。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する額を<u>還付する</u>ことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 使用の取消しの承認を受けた者で、委員会が<u>認める</u>とき</p> <p>ア 略</p> <p>イ 大ホール及び小ホールにあつては使用日の60日前までに、会議室、リハーサル室、<u>展示室、競技場</u>にあつては使用日の7日前までに使用の取消し申請のあったとき 既納の使用料の額に100分の50を乗じて得た額</p> <p>(3)(4) 略</p> <p>第11条から第15条 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成2年9月1日から施行する。</p>

たものであり、かつ、瑞穂町民会館を使用したならば同条例第4条第2項及び第3項の規定の適用を受けるものであると委員会が認めるときは、第9条第4号の規定を適用して、当該使用料を免除することができる。  
この場合において、同号中「100分の50」とあるのは、「100分の100」とする。

2 前項の規定により使用料を免除される者が一部改正条例施行日前に第8条第3項の規定により使用料を納入し、一部改正条例施行日後に施設等を使用するときは、第10条本文の規定にかかわらず、既納の使用料の額を返還する。

3 前2項の規定による使用料の免除及び返還に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。